

緑化支援補助金制度のご案内

～佐賀市では緑化経費の一部を支援しています～

佐賀市では、市・市民・事業者が協働でみどりあふれるまちづくりを進めるため、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」を制定しています。この条例に基づき、市と「**緑化協定**」を結んでいただくと、申請により**緑化経費の一部**について補助を受けることができます。

●緑化協定とは

連続する3区画以上の敷地の所有者等と市が、道路沿い(接道部)のみどりを増やし、きちんと維持管理をしていく合意ができたときに締結する協定です。

ただし、「みどり重点地区」では1区画の敷地の所有者等でも緑化協定の締結ができます。

●協定締結の条件(いずれかを実施)

接道部に3本以上の高木植栽

接道部に延長5m以上奥行き1m以上の花壇設置

延長1mあたり2本の苗木を植栽する
延長5m以上の生垣設置

上記以外にも補助対象となる工事はありますのでお問い合わせください。

●補助を受けるには

補助金の交付申請により、緑化経費の一部(対象経費の2分の1で上限5万円)の補助を受けることができます。ただし、工事着工後の申請は補助対象となりません。

交付申請及び工事はその**年度内**ですべて終えなければなりません。

問い合わせ先

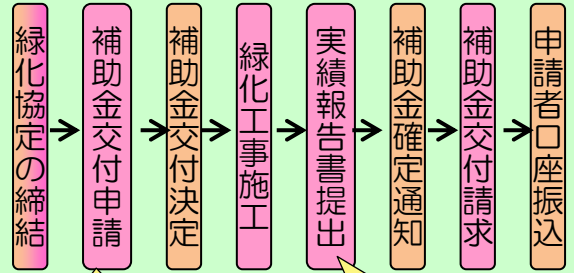
佐賀市役所 緑化推進課 緑化推進係

(佐賀市栄町1-1 佐賀市役所6階)

電話:0952-40-7162 FAX:0952-26-7376

Mail: green@city.saga.lg.jp

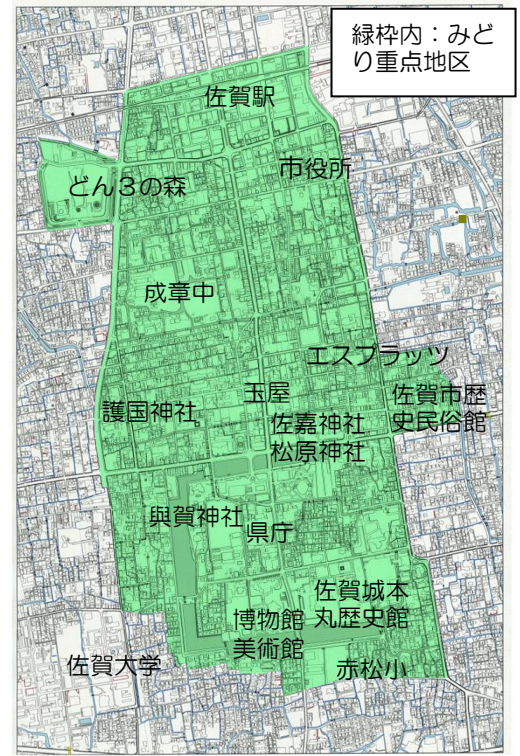
手続きの流れ



見積書・計画図・位置図

領収書の写し・施工前後写真

みどり重点地区範囲



※みどり重点地区・・・緑化を重点的に推進することが必要な地区として指定している地域